農遊促進事業(ソフト支援)実施要領

第1 定義

1 農遊

大型直売所などの拠点施設を中心に観光農園・農家レストラン・農家民宿等の 農村を体感するコンテンツをつなげ、農村を満喫するようなツーリズム。

2 農游コンシェルジュ

県が開催する育成研修を受講し、農村に立ち寄った旅行者に対し農村の食文化、特産農産物の歴史や特徴、各地域の施設の情報等を魅力的に伝えられる人物としてふさわしいと県から認定を受けた者をいう。

第2目的

北陸新幹線福井・敦賀開業を契機に県内農村での交流人口の増加を通した農家所得の向上を図るため、直売所等に人を呼び込む集客イベントの実施や地域の特産物を活用した新商品開発・改良等を支援する。

第3 事業実施主体

直売所運営者および生産者団体、農林漁業者、JA、観光協会、地域活性化団体、 市町等

第4 事業内容および補助対象経費

本事業の内容は以下の項目とし、補助対象経費は別表に定めるとおりとする。

- (1) 地域の農林水産業の活性化および農村への回遊を促進するような集客イベント等の開催
- (2) 地域の特産物を活用した新商品開発・改良

第5 採択基準

本事業の採択基準については【別紙】に定めるとおりとする。

第6 補助率および補助上限額

補助対象経費の 1/3 以内を補助し、補助上限額を 800 千円とする。

第7 補助金交付手続き

補助金交付手続きは福井県補助金等交付規則(昭和46年福井県規則第20号以下「交付規則」という。)および農林水産部中山間農業・畜産課所管補助金等交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づいて行うものとする。

第8 事業実施計画書の提出

1 事業実施主体は、農遊促進事業(ソフト支援)実施計画書(以下、「計画書」 という。)(別紙様式第1号)を作成し、所管の農林総合事務所長(嶺南地域に おいては嶺南振興局長とする。以下「農林総合事務所等長」という。)に提出 しなければならない。ただし、事業実施による受益地域が県全域にまたがる場 合等においては、知事に提出することができるものとする。なお、この場合、 以下に定める変更計画書提出や各報告、申請等も知事あてに行うものとする。

2 事業計画の内容を変更する事業実施主体は、交付要綱に定めるところにより、 変更承認申請書を農林総合事務所等長に提出しなければならない。ただし、 交付要綱に定める軽微な変更はこの限りではない。

第9 事業実施期間

- 1 本事業の実施期間は、令和3年度から令和5年度までとする。
- 2 前項の計画書に基づく事業の実施期間は、当該年度内とする。

第10 事業実績報告

事業実施主体は、交付要綱に定めるところにより、事業完了実績報告書を農林総合事務所等長に提出するものとする。

第11 助成措置

県は、予算の範囲内において、交付要綱に定めるところにより、本事業に要する 経費について補助する。

(附 則)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

農遊促進事業(ソフト支援) 補助対象経費

経費区分	内容
報償費	専門家等に指導・助言を受けた場合や協力を得た人に謝 礼として支払われる経費
旅費	指導・助言等を依頼した専門家等に支払われる旅費
使用料および賃借料	事業遂行に必要な機械装置、事務機器等のレンタル料、 リース料として支払われる経費
会場整備費	集客イベント等において会場の装飾やテント設営等を 行うために支払われる経費
印刷製本費	資料等の印刷費として支払われる経費
通信運搬費	郵便代、運送代等として支払われる経費
広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等の作成経費および広 報媒体等を活用するために支払われる経費
知的財産権取得費	事業遂行に必要な特許権、実用新案権、意匠権、商標権 等を取得するための経費
消耗品費 原材料費	集客イベントや新商品開発に必要な消耗品や新商品開 発に必要な原材料を購入するために支払われる経費
小農具費	事業遂行に必要な鍬や長靴などの小農具を購入するた めに支払われる経費
デザイン料	新商品開発、PR 等に必要なデザインを行うために支払 われる経費
外注費	新商品開発等を行うために必要な加工や食品検査等を 外注する場合に支払われる経費
委託費	事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託(委任)す るために支払われる経費
雑役務費	事業に必要な手数料に支払われる経費
保険料	イベント保険の掛金として支払われる経費
その他	その他県が必要と認める経費

1 補助対象経費についての留意事項

(1)報償費

謝金の単価の設定根拠を明確にすること。 事業実施主体に従事する者に対する報償費は対象外とする。

(2) 旅費

旅費については、国内の運賃交通費の実費とする。ただし、グリーン料金は対象外と する。 宿泊費は実費とする。

日当、ガソリン代については補助対象外とする。

(3) 広報費

販売サイト、ホームページの作成費は補助対象外とする。

チラシ等の配布物の購入については、実際に配布もしくは使用した数量分のみが補助 対象経費となる。

補助事業期間中の広報活動に係る経費のみ補助対象にできる。(補助対象期間中に経費支出していても、実際に広報がなされる(情報が伝達され消費者等に認知される)のが補助事業期間終了後となる場合には補助対象とならない。

(4)消耗品費·原材料費

消耗品費は1品10万円未満のもののみ補助対象とする。

本事業以外に使用する消耗品等の購入費は補助対象とならない。

購入する原材料の数量はサンプルとして使用する必要最小限にとどめ、補助事業完了 時には使い切ることを原則とする。補助事業完了時点での未使用残存品に相当する経費 は、補助対象とならない。

販売を目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費は補助対象外となる。(試験販売に必要な経費は対象となる。)

(5) 小農具費

小農具費は1品10万円未満のもののみ補助対象とする。 本事業以外に使用する小農具の購入費は補助対象とならない。

2 補助対象にならない経費

- · 保証金、敷金、租税公課
- ・飲食費、お土産代、接待費、交際費、娯楽に要する経費
- ・電話代、インターネット利用料金等の通信費
- 役員報酬、直接人件費
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るものの購入費用
- ・その他、公的資金使途として社会通念上、不適切と判断する経費

3 事業実施時の留意点

- (1) 専門家の招致について
 - ① 本事業の適切な遂行を確保するため、専門家の指導日に県の職員が同行できるもの とし、補助対象者および専門家はこれを拒むことはできない。

(2) 新商品開発について

- ① 新商品には、加工食品、土産品、農家レストランの食事、イートインメニュー、体験プログラム等を含む。
- ② 事業実施主体は、当事業によって商品化した商品の販売額等について、補助事業年度を含む6年間、県からの後追い調査に協力すること。

農遊促進事業(ソフト支援) 採択基準

1 地域の農林水産業の活性化および農村への回遊を促進するような集客イベント等の開催

1	農遊コンシェルジュ(※事業実施年度内に認定を受けることが確実である者を 含む)が主体となって企画した計画であること
2	実現可能性が高い計画であること
3	地域の農林水産業の活性化に繋がる内容であること
4	農山漁村の施設と連携し、協力体制を築いたうえで実施すること
5	別表(※2)に掲げる県内の農遊施設を2種類以上回遊する内容であること

2 地域の特産物を活用した新商品開発・改良

	7 付上のと旧州 5 72が開始が2
1	農遊コンシェルジュ(※事業実施年度内に認定を受けることが確実である者を 含む)が主体となって企画した計画であること
-	13) V THE WOLLD CHIEF WOLL
2	実現可能性が高い計画であること
3	地域の農林水産業の活性化に繋がる内容であること
4	農山漁村の施設もしくは生産者と連携し、協力体制を築いたうえで実施すること
5	地域の農林水産物あるいは伝統技術によって作られた食品を活用したものであ ること
6	消費者評価会を実施し、消費者の意見を取り入れた商品開発とすること

※ 2 別表

農遊施設

直売所(道の駅含む)、農家民宿、農林漁家レストラン(カフェ含む)、体験農園、 漁家民宿、福井県産農林水産物を使用した商品や体験メニューを提供している店舗 等

なお、この場合における農林漁家レストラン(カフェ含む)の定義は下記の通りとする。

農林漁家レストラン

農林漁業を営む者が、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づき都道府県知事等の許可を得て、不特定のものに自ら生産した農林水産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し代金を得ている事業をいう。